

山梨県建築基準法施行条例の改正概要

(平成 31 年 3 月 29 日公布)

【平成 31 年 6 月頃（建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行日）施行】

- 既存の一の建築物に係る用途変更に伴う二以上の工事の全体計画の特例認定申請手数の追加 2 万 7 千円
- 興行場等としての用許可申請手数の追加 1 2 万円
- 特別興行場等としての使用許可申請手数の追加 1 6 万円
- 用途地域等における増築等許可申請手数料の追加 1 2 万円
- 住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の用途地域等における建築許可申請手数料の追加 1 4 万円